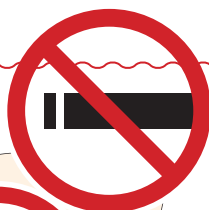


「路上喫煙禁止区域」・「環境美化重点区域」を

さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例により、**6月1日から、宮原・東大宮・北浦和・武蔵浦和各駅周辺を、「路上喫煙禁止区域」・「環境美化重点区域」に追加します。**

**拡大
します!**



「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」とは

市や事業者、市民などの協働により、快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりを推進するため、平成19年6月から施行されています。

禁止区域に限らず、市内全域で路上喫煙や空き缶などのポイ捨てをしないよう定めています。

本条例により、平成19年6月から大宮・浦和・南浦和駅周辺を、「路上喫煙禁止区域」・「環境美化重点区域」に指定しています。このたび、市民の皆さんからの要望や乗降客数などを考慮し、6月1日から、宮原・東大宮・北浦和・武蔵浦和駅の4駅周辺を指定して、対象区域を拡大します。

条例に関するQ&A

Q.なぜ路上喫煙禁止区域が指定されているの？

A.人の多い所では、歩きたばこによる火傷^{やけど}、たばこの点火部分から立ちのぼる煙による健康への影響など、さまざまな問題が発生するため、安全で快適な生活が送れるように指定しています。

Q.路上喫煙禁止区域(喫煙禁止除外場所を除く)では、どのような事が禁止なの？

A.道路上でたばこを吸う事、火の付いたたばこを持つ事が禁止されます。歩いているときや自転車に乗っているときはもちろん、携帯灰皿を持っていてもたばこを吸う事は禁止されています。

Q.指定区域で違反したらどうなるの？

A.環境美化指導員の指導又は勧告に従わない場合は、2,000円の過料が科されることがあります。



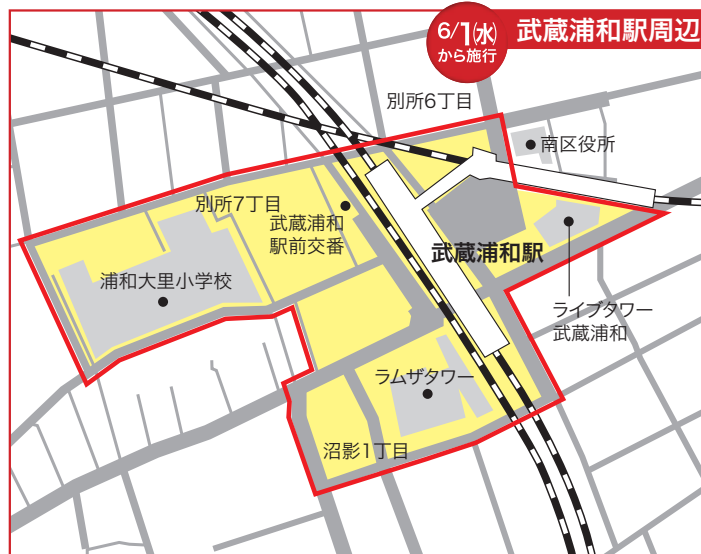
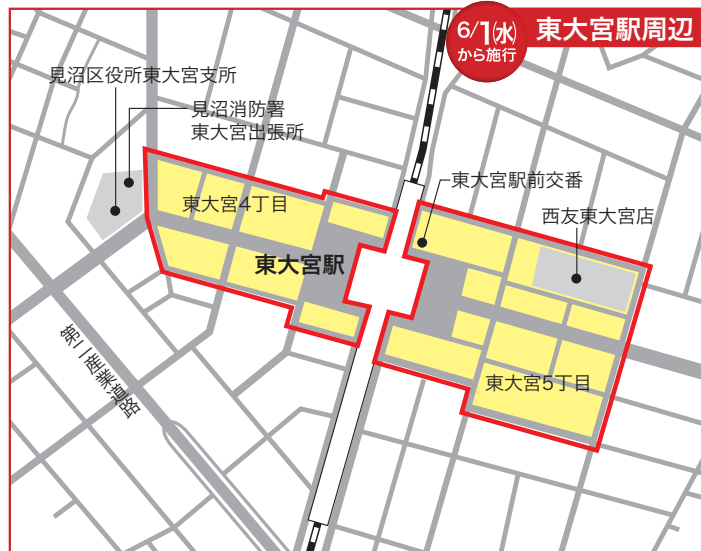
「路上喫煙禁止区域」・「環境美化重点区域」

●路上喫煙禁止区域…路上喫煙が他の歩行者などにとって、特に危険であると認められる区域

●環境美化重点区域…環境美化の促進を図るため、特に必要であると認められる区域

は路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域です。

※両区域では、環境美化指導員がパトロールし、ポイ捨てや路上喫煙の違反行為を見つけた場合、指導・勧告を行います。



●喫煙禁止除外場所

詳しくは、資源循環政策課(☎829・1337、FAX 829・1991)へ。